

EBPM のニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会
論点メモ (2016 年 10 月 7 日)
早稲田大学総合研究機構 研究院客員教授
株式会社ナウキャスト 取締役会長 赤井厚雄

① 基本的な考え方

- あらゆる政策は、その立案根拠となる社会や経済の現状認識を裏付けるエビデンスの存在や、効果検証の手段を欠いては思いつきやバラマキ政策に陥る可能性が高い。
- 現状は、各種経済統計が政策立案者と切り離されて存在。統計作成者にとってプレッシャーがない状態。
- 政権がころころ変わり、政策の評価が事実上不要な「不幸な時代」が続いたことがその状況の継続を助長した。
- アベノミクスという建てつけのはっきりとした、本来効果測定が容易であるはずの経済政策パッケージが導入され、一貫した方向性のもとでの政策運営が複数年継続したことで、その成果を継続的に評価する「物差し」としての政府統計に重要な欠陥があることが浮き彫りになった。
- これは、「安定政権下での経済政策運営」としてのアベノミクスの重要なプラスの副次的効果。
- 経済統計改革は、経済政策の推進と政策の評価を行うという当面のニーズへの対応を超えて、将来のマクロ経済政策運営を支える社会システムの基盤としての統計インフラを将来世代に残すという視点で、対症療法でなく外科的治療も辞さない姿勢で臨むことが求められる。
- 消費者関連指数やデータの整備、GDP デフレーターへの整備に優先的取り組みが必要。
- 国民経済の中でも重要な位置を占める国土交通分野(とりわけ住宅・不動産)と地方創生分野における統計整備状況の総点検、統計の需要サイドの視点に立った整備を行うことが重要。

② 国土交通分野の論点

- 我が国不動産資産は 2300 兆円を超え、国民経済における最大の資産セクターであり、住宅は、家計における最大の資産セクター。
- 政府が掲げる 2020 年 GDP600 兆円の経済実現に向けて、土地・不動産分野においては、その流動性を高めることを通じて資産価値の向上を図るとともに、国外からのインバウンド投資資金の流入を促すことが重要。
- 一方、我が国においては不動産関連情報の不足が土地・不動産への投資促進における課題であり、不動産市場の透明度を示す国際的な調査においても、我が国の主要国における評価はその規模の存在感(商業不動産市場の規模は 2~3 位)に比して高いとは言えない(19 位)。
- 不動産取引価格情報や価格指数の網羅性、速報性、精度の向上が必要。

EBPM のニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会

論点メモ（2016年10月7日）

早稲田大学総合研究機構 研究院客員教授

株式会社ノウキャスト 取締役会長 赤井厚雄

- 不動産取引に関する情報は、国土交通省（公示地価・基準地価）、国税庁（路線価）、法務省（不動産登記情報）とバラバラに存在。不動産市場の価格動向を正確に把握することを可能にする情報が絶対的に不足。
- 家計における最大の資産セクターである住宅については、従来の新築市場中心主義の枠組みが統計のガラパゴス化をもたらしている。（ie.住宅リフォームの大半が中間消費に分類、GDPに反映されず）。結果として、既存住宅の流通市場活性化やリフォーム促進による空き家対策など重要政策が EBPM の枠組みで行われていない。
- 不動産投資市場の倍増（30兆円）を目指す政策が掛け声倒れになる恐れがある。
- ◇ 国土交通省 土地建設産業局・住宅局・都市局における現状認識・今後の対応方針を点検する必要（ヒアリング）

③ 地方創生分野の論点

- 各自治体毎の地方版「総合戦略」策定により、地方創生政策は計画策定から KPI に基づく評価に耐えうる実行段階に移行。
- ただし、地方創生関連交付金の対象となる取り組みにおいて KPI は設定されているが、地域の経済を正確に把握する統計の整備が行われていないために、プロジェクトの成果と地域経済のパフォーマンスを直接に結びつける仕組みが不在。結果として、KPI は科学的根拠の薄い努力目標となっている。
- 各自治体の置かれた状況や諸条件を客観に分析し、類型化するなどし、ある自治体で効果をあげた取り組みを、同様の所与の条件のもとにある自治体に横展開するなどを可能にする経済統計の整備が行われていない。結果として、自治体ごとに思いつきの政策を打たざるをえない状況が継続。これに地方創生交付金が支出されている現実。
- 自治体の視点に立てば、RESAS がワンストップの情報供給源になることが望ましい。
- RESAS が地方創生のどのような分野で活用されたか検証する必要がある。
- RESAS において自治体の目線に立ち、現時点で足らざる統計分野はどこか、確認する必要がある。
- それを埋める視点で民間のデータの活用なものがあるか、調査・検討する必要がある。
- 民間のデータを自治体等の政策立案に活用するために RESAS へ掲載するにあたってスペック面など改善点・準拠すべきルールを策定して公表すべきである。
- ◇ 内閣府・地方創生推進室（情報の需要側）、経済産業省・地域経済産業 Gr

EBPM のニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会
論点メモ（2016年10月7日）
早稲田大学総合研究機構 研究院客員教授
株式会社ノウキャスト 取締役会長 赤井厚雄

（RESAS、情報の一時的供給側）に現状認識、検討の方向性をヒアリングし、今後の取り組みを工程表にまとめる必要がある。（⇒経産省の背後に存在する各省庁、最終的な供給側）

④ 行政組織論の視点

- 経済統計の整備を行い継続的にメンテナンスを行うことを可能とする組織のあり方を検討（分散・集中）
- 統計の需要喚起による、統計作成と政策立案の両サイドからの緊張関係の確立する枠組みの検討
- 民間統計産業の振興による官民のチェック・アンドバランス体制強化の枠組み作り
- 官が持つ行政記録情報の公開による民間活力の導入とその枠組み検討
- 民間事業者等が保有するビッグデータを官民が活用するための枠組みの検討
- 複数の府省庁に分散して存在する経済データ・統計（特に不動産分野）を経済成長に資する取り組みへの統計活用という観点からどのように整理すべきか検討